

ワンツ-共済の支払い

「届け出」が必要です

病気やケガで休業した場合、最低限の生活補償を目的に発足したワンツ-共済の支給件数が制度の普及とともに毎月増えています。支給事由は病気・ケガでの休業から死亡・出産まで様々です。当組合で建設国保や労働保険に加入されている場合は支給対象の有無を申請が伴うため把握できますが、国保や他の労働保険に加入している方は、支給対象になっても届け出がない場合、組合で把握できにくい場合があります。

組合では支給事由の発生後、6カ月間の有効期限を設けて支払いを確保する体制を取っています。しかし申請主義を取っているため、原則として6カ月以内の「届け出」が権利発生となりますのでご注意ください。

ワンツ-共済の支給に該当する場合は必ず組合までお問い合わせをお願いします。

病気がケガ 2000円/日

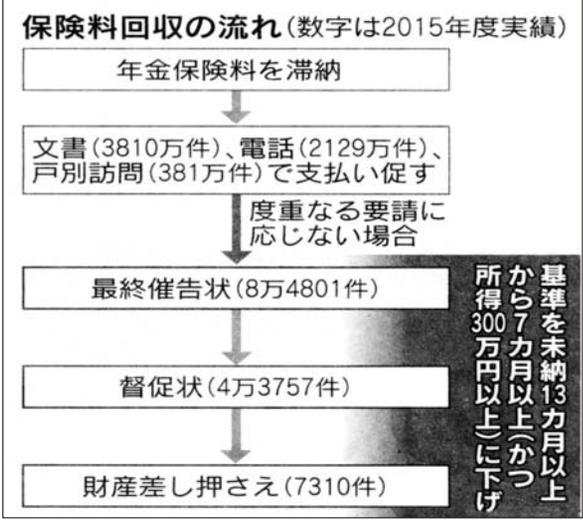
ワンツ-共済

病気・ケガから日常生活まで支給対象 (かならず届出を)



共済事由	共済支給額
労災事故給付金	¥2,000×休業日数 (30日限度)
病気による入院給付金 (組合員本人)	¥2,000×入院日数 (30日限度)

この他：出産／結婚／死亡／火災なども対象になります。詳細は組合へお問い合わせを



基準を未納13カ月以上から7カ月以上(かつ所得300万円以上)に下げ

国民年金 未納者の強制徴収

国民年金の未納対策が強まっています。未納者から強制徴収する年間所得の基準が今年度から50万円ダウンの「300万円」に切り下げられたの

国民年金 未納者の強制徴収

に続き、未納期間の対象を「13カ月以上」から「7カ月以上」に拡大されました。国民年金の未納者は全体の3割強にも達しています。給料から天引きされる厚生年金の納付率が98%とほぼ「完璧」なのと比べると大きな違いです。

厚生省と日本年金機構は自治体と所得情報をやりとりして、年金機構が未納者の生年月日、住所などを基に滞納者の情報を自治体に照会します。自治体は

所得金額・配偶者の所得等を必ず提出することになっており、未納者はどこまでも追い詰められます。

マークされた未納者には「納付書」が送られ、何度も知らんぷりすると、「最終催告状」が送られてきます。それでも無視し続けると「督促状」が届きます。強制徴収のスタートです。

「督促を無視して延滞すると、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、配偶者の財産も差し押さえられる可能性があります。」

16年4月～9月の「最終催告状」は6万5313件、「督促状」は同約10倍の1万9685件と激増。そして「財産差押」は約3倍の5794件に達しています。さらに増え、厚生省は年金の適用と併せて、厚労省は年金の適用と同様、「本気」です。

「保険料の免除申請をしていれば別ですが、そうでない場合は未納者の取り締まりが厳しくなるのは確実、言葉は悪いですが、取り立ては国もサラ金と同じですと詳しい弁護士は実情を明らかにしています。」

厚生労働省は本気 督促状は10倍に急増

掛金 納付年(月数)	退職金額
2年(24月)	156,240円
10年(120月)	936,789円
15年(180月)	1,548,078円
20年(240月)	2,205,588円
25年(300月)	2,927,547円
30年(360月)	3,717,861円
37年(444月)	4,999,680円

建退共で退職金をもらおう!!

- 国が定めた制度ですから、安全・確実です
- いつ、どこの現場で働いても労働日数に応じて掛金が加算されます
- 掛金は、1日310円、2年以上で支給されます

※一人親方でも加入できます。

40歳過ぎたら健康診断 ~家族も対象です~



40歳を過ぎれば中高年の仲間入り。体力も衰えがち。一度人間ドック・脳ドックを受診してみたいかですか。国保加入者(家族含む)に費用の7割、最高30000円まで補助が出ます。総額4万3千円の各種検査が受けられます。受診される前に連絡を。

元請は面倒見てくれますか

■富士火災・東京日動■
労災保険の適用無しでも実費治療費用100万円まで支給5000円の休業補償下請けまで補償「建設業専用災害補償プラン」が最適

第三者(物)への賠償
■損保ジャパン■

- 工事遂行中、終了引渡後の賠償補償。
 - 期間中の元請・下請け工事が対象。
 - 自走可能なレンタル建設機械の破損事故。
 - 対人賠償補償は最高5億円
- (組合までご相談を)

住宅ローンは労働金庫

住宅ローン金利が過去最低の水準となっています。基準となる市場金利が低いままに……

40歳を過ぎれば中高年の仲間入り。体力も衰えがち。一度人間ドック・脳ドックを受診してみたいかですか。国保加入者(家族含む)に費用の7割、最高30000円まで補助が出ます。総額4万3千円の各種検査が受けられます。受診される前に連絡を。

代金回収方法は!



工事代金が相手側の理由でなかなか回収できない。そんな悩みを経験された方は大勢お見えになるでしょう。なんともやりきれませんね。こんな時は、「支払督促」制度を利用するのも効果的です。この制度は相手側を管轄する簡易裁判所に書類を提出。裁判所名で「未払い代金を支払いなさい」と通知します。相手側が、「金額がちがう」「工事にミスがあったので支払わない」などの理由で反論してきたら裁判になります。裁判といっても双方が弁護士

を立てて論争するわけではありません。通常は、当事者が裁判官の前で経過を説明し、裁判官が判断します。問題なのは相手側に財産がない場合です。借地・借家ではない場合は裁判しても取れません。その場合「債権放棄」の手続きをして税金申告時に「損金」として経費にします。

お困りの方は、組合で手続きを指導しますのでご相談ください。

支払督促